

京都市契約事務規則第28条の10の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

平成21年 5月29日

京都市長 門川大作

[掲載順序]

- ①業務名及び数量
- ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ③契約の相手方を決定した日
- ④契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
- ⑤契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦随意契約によることとした理由

- ①災害映像伝送システム保守業務委託 1式

ただし、災害映像伝送システムの機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するもの

- ②京都市消防局安全救急部情報通信課 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

- ③平成21年 4月 1日

- ④日本電気株式会社京都支店 京都市下京区堀川通綾小路下ル綾堀川町293-1 堀川通四条ビル

⑤ 40,593,000円

⑥ 随意契約

⑦ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
第10条第1項第1号該当

① 消防指令システム保守業務委託 1式

ただし、消防指令システムの機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するもの

② 京都市消防局安全救急部情報通信課 京都市中京区押小路通河原町西
入榎木町450番地の2

③ 平成21年 4月 1日

④ 富士通株式会社 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1

⑤ 66,465,000円

⑥ 随意契約

⑦ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
第10条第1項第1号該当

(消防局安全救急部情報通信課)